

第2章 ロードヒーティング調査

I 総則

1 適用範囲

この章は、ロードヒーティング設置申請に伴う公共下水道施設の調査及び対応に適用する。

2 調査内容

本調査は、公道内のロードヒーティング設置申請に伴う区土木部維持管理課からの照会を受け、近接する公共下水道施設の支障の有無について、事前に確認するものである。

- (1) 目視調査：ロードヒーティング範囲内の公共ます、人孔及び本管の状況を確認する。
- (2) 取付管カメラ調査：取付管内の状況を取付管カメラにより確認する。
- (3) 本管カメラ調査：ロードヒーティング範囲内に本管があり、人孔からの目視で確認できない場合、本管カメラ調査により確認する。

3 ロードヒーティング調査図書

受託者は、調査に当たって以下の図書を業務監督員から受け取る。

- ア 業務指示書
- イ ワーキングメモ（様式A-11）
- ウ 位置図（住宅地図）
- エ 下水道管理システム図
- オ ロードヒーティング布設図
- カ 公共ます及び取付管状況調査記録表（様式A-13）

II 調査方法

1 目視調査

- (1) 調査に当たっては、公共下水道施設の位置等を現地確認し、ロードヒーティング範囲内・範囲外及び異常の有無、その状況を「ワーキングメモ（様式A-11）」に記入する。
- (2) 写真撮影は、現況及び異常箇所とする。

2 取付管カメラ調査

- (1) 調査に当たっては、あらかじめ調査箇所を洗浄又は清掃し、調査の精度を高めること。
- (2) 鮮明な映像で撮影し、DVDに録画すること。
- (3) 提出するDVDには、処理区分番号を表示すること。

3 本管カメラ調査

- (1) 鮮明な映像で撮影し、DVDに録画すること。
- (2) 提出するDVDには、処理区分番号を表示すること。

III 調査の実施

1 調査項目

受託者は、「第7章 その他」－「II 判断基準表」に基づいて判断すること。

(1) 公共ます調査

- ア ますの有無及び位置（ロードヒーティング範囲内・外）
- イ 蓋の亀裂・破損・がたつき

- ウ 埋まり・凹凸状況
 - エ ブレ・破損・目地切れ
 - オ 排水設備の接続状況
 - カ インバートの破損
 - キ 土砂類の堆積状況
 - (2) 取付管カメラ調査
 - ア ブレ・勾配及び破損状況
 - イ 木根及びモルタル・ラードの固着
 - (3) 本管カメラ調査
 - ア ブレ・勾配・破損・不明取付管の有無
 - イ 木根及びモルタル・ラードの固着
- 2 調査結果の報告
- (1) 受託者は、「ワーキングメモ（様式A-11）」に必要事項を記入し、調査結果を速やかに業務監督員に報告すること。
 - (2) 緊急を要する場合は、電話・FAX 等で直ちに業務監督員へ連絡すること。
- 3 提出書類
- (1) ワーキングメモ等（調査内容に応じて一部を省略可能）
 - ア ワーキングメモ（様式A-11）
 - イ 位置図（住宅地図）
 - ウ 下水道管理システム図
 - エ 公共ます及び取付管状況調査記録表（様式A-13）
 - オ 映像データ（取付管、本管）
 - カ その他、業務監督員が指示するもの
 - (2) 報告書等
 - ア 報告書表紙（様式A-19）
 - イ 作業日報（様式A-20）
 - ウ 酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表（様式A-25）
 - エ 記録写真（撮影月日や内容を判別できるようにすること）
 - (3) 提出期限
 - 作業完了後、3 日以内とする。

IV 対応

- 1 単価契約作業
 - 調査において、対応が必要と判断した場合の単価契約作業は、「業務指示書」に基づくものとする。
 - なお、単価契約作業の方法については、「第6章 下水道管路単価契約作業」によるものとする。
- 2 作業結果の報告
 - 作業結果は、「ワーキングメモ（様式A-11）」に記入し、提出すること。
- 3 提出書類（作業内容に応じて一部を省略可能）
 - (1) ワーキングメモ等
 - ア ワーキングメモ（様式A-11）

- イ 位置図（住宅地図）
 - ウ 下水道管理システム図
 - エ その他、業務監督員が指示するもの
- (2) 報告書等
- ア 報告書表紙（様式A-19）
 - イ 作業日報（様式A-20）
 - ウ 酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表（様式A-25）
 - エ 記録写真（撮影月日や内容を判別できるようにすること）
- (3) 提出期限
- 作業完了後、3日以内とする。

ロードヒーティング調査のフロー

